

令和4年度第1回（令和4年6月23日）図書館運営協議会 会議録（要旨）

- 1 会議名 令和4年度第1回 新宿区立図書館運営協議会
- 2 実施日 令和4年6月23日（木）午前10時～12時
- 3 場 所 新宿区立中央図書館 4階会議室
- 4 出席者 運営協議会委員 雪嶋会長 三浦副会長、糸賀委員（学識経験者）
辻田委員、中村委員、若尾委員（公募委員）
石橋委員、中村委員（社会教育委員）
今井委員（障害者団体からの推薦を得た者）
尾下委員（図書関係団体から推薦を得た者）
山本中央図書館長、平野資料係長、
樋口利用者サービス係長（中央図書館職員）

事務局 管理係 萬谷係長、関口主査、安田主任
資料係 加藤主査
利用者サービス係 石成主任
- 5 議題 (1) これからの図書館のあり方について
① 電子図書館サービス導入の検討状況について
② 区民優先サービスのあり方について

(2)その他
中央図書館開館50周年事業（案）

会長 それでは皆さま、おはようございます。時間になりましたので、ただ今から令和4年度の第1回新宿区の図書館運営協議会を開催します。この協議会は公開になっております。傍聴されてる方がいらっしゃいます。よろしくお願いいたします。きょうは3名の委員から欠席の連絡を受けておりますが、運営要項の第5条の2項の規定により、この会議は成立いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料の確認からお願いいたします。管理係長から資料の説明をお願いいたします。

事務局 管理係長です、おはようございます。資料の説明の前に、今年、館長と利用者サービス係長が交代になりましたので、自己紹介を簡単にさせていただきたいと思っております。中央図書館長からすいません、お願いします。

館長 皆さま、改めましておはようございます。4月から中央図書館長になりました。どうぞよろしくお願いいたします。前職は、子ども総合センターの所長をやっておりまして。その前は福祉部系の職場に結構いたことがございます。教育委員会の部署は初めてですので、いろいろと分からないところもあるかと思いますが、皆さまの力をお借りしながらこれから頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員 この4月に戸塚特別出張所から異動により着任しました、利用者サービス係長です。昔になります、図書館に在籍したこともございまして、そのときは係員として視聴覚担当をしておりました。それから随分、時も流れて図書館の情勢もいろいろ変わって思われますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。では、資料の説明に移らせていただきます。今回、お送りしたものと机上配布のものと2種類あります。お送りしたのものにつきましては、次第、それから資料1の電子書籍貸出サービスの導入に向けた考え方について(案)。それから資料2、視覚障害者等サービス実績(令和2年度)。それから資料3の1。区民優先サービスのあり方について。資料3の2、登録要件確認の仕組みの導入概要。資料3の3、23区の自区民優先事項一覧が、お送りさせていただいたものになります。

それから本日、机上に配らせていただきましたのが、中央図書館開館50周年記念事業(案)と、旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地等の活用の2枚になりますが、資料の不足などがありましたらお知らせいただきたいのですが、大丈夫でしょうか。では、資料の確認は以上になります。

会長 ありがとうございます。それでは本日の次第に従いまして、議事を進めていきたいと思っております。まず最初に、議題の(1)、これからの図書館のあり方についての、①、電子書籍

貸出サービスの導入に向けた考え方ということでもあります。まずこれについて、資料係長、説明をお願いいたします。

委員 おはようございます。資料係長でございます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。会長からお話しいただきましたように、私のほうからはこちら資料1、電子書籍貸出サービスの導入に向けた考え方について(案)についてご説明させていただきたいと存じます。この電子書籍貸出サービスにつきましては、これまでもこちらの運営協議会で何度かご議論いただいていたところでございます。これまでの委員の皆さまのご指摘、ご意見等を踏まえまして、改めて、今まで、検討という表現でまいりましたけれども、改めて考え方の案ということで本日、お示しさせていただくところでございます。

1番、概要でございます。読み上げのような形で申し上げます。感染症対応等のために非来館型サービスの推進および読書バリアフリー施策の拡充のため、電子書籍貸出サービスを導入したいと考えてございます。

ただし、いろいろご指摘もいただいているところございまして、現時点ではこの電子書籍貸出サービスにつきましては、図書館用の電子書籍というのは紙資料よりも金額が高い、高額だということで、1.5倍から3倍ほどの値段がするということが一つあります。

また、2番目で、期間や回数が限定されているもの、2年たったら見れなくなる、52回たったら見れなくなる、というものが大変多くあるということ。

3番目で、図書館用には、人気の本で有名な作家さんの小説など、実際、手に入るような状態にはならないということもございまして、留意すべき点が多くあるかと存じます。

これらのことを踏まえまして、当面は、現行の紙資料ではできないこと、紙資料では課題となっていることにつきまして、それを解消に資するものを重点的な対象として、電子書籍を導入できればと考えているところでございます。

2番目の重点的な対象のご説明を申し上げます。大きく3点考えてございます。一つ目でございますが、経済面からの学習情報格差の解消ということで、問題集や参考書を重点的に考えてございます。本来、図書館が大事な機能として持ちます、個人の、お一人お一人の経済状態に左右されずに必要な情報を提供できるということが大事な部分かと存じますが、問題集や参考書などにつきましては、どうしても書き込みをしたくなってしまうというところがあって。そうしますと次の方へお貸しすることがなかなか難しくなってしまうことも多いので、導入はなかなかできなかったという声がございすけれども。こちらの協議会でご意見もいただきました、電子書籍でしたらそういう心配もないということで、問題集、参考書、学習参考書ですとか就職関係、資格取得関係、語学などにつきまして、中心に導入ができればと考えてございます。

先ほどの概要のほうでも申しましたが、期間や回数が限定されてるものが電子書籍では多く、それが難しいところではあるんですけれども、参考書につきましては、逆に期間としてあまり古いものでも、進学の参考書でしたらなかなか予約の必要度が低くなってしまう

というところもあるかと思えますので、むしろその期間が限定されているものとしては、適するものではないかと考えてございます。

2番目でございます。持ち運びの負担の解消、(乳幼児とその保護者)というところでございます。本や児童書などについて考えてございます。ここで窓口でお客さまのほうに貸出サービスなどさせていただいてるときに、どうしても、ベビーカーを片手で持って10冊抱えて、というようなお客さまも多くいらっしゃるところでご苦労いただいているところでございますが、もちろん紙は紙としての良さというのはとてもあると思うんですけれども、電子のほうがこの場合はご都合がよいというお客さまも多くいらっしゃるものだと存じます。

その場合、本や児童書につきまして、電子書籍契約を導入するべきと考えたところがございます。こちらについては、絵本や児童書などはかなり固定の人気のものであるというところは固まっているところが多くございますので、買い切りのものを多く考えていきたいと考えてございます。

3番目でございます。破損し易さの解消でございます。こちら雑誌を想定させていただいております。週刊誌や月刊誌、旅行ガイドブックなど、よくお借りいただくところがございますけれども、すぐボロボロになってしまうというところがございます。こちらについて、きれいなものを新しいものを提供したいというところで、雑誌を3番目の重点項目に入れさせていただいてございます。

こちらの雑誌も、情報として新しさというのが大事だと考えておりますので、期間が限定されるものに適するのかなと考えているところでございます。

続きまして、米印でございますが、すみません、この表現では将来的にはグローバル化に対応する外国語コンテンツや、区内小中学校との連携による読書セット等の充実も検討するというところで、かなり大事な部分を増やしていきたいと考えておりますが。

こちらの将来的にグローバルという表現について、ちょっと不適切と申しますか、現状、既にグローバル化してるので、現状に鑑み、多文化サービスの推進というところで大事な課題ということで受け止めているところでございます。

続きまして3番のところでございます。現図書館システム、LiCSというシステムでございますが、その連携についてでございます。連携の面については現在、検討中でございます。連携と申しますのは紙オペレーターと、紙での本のデータと電子書籍のデータをどこまでくっつけるかというような話でございますけれども、連携するとお金がかかるというところではございます。ものすごくザックリとしたことで申しますと、最近やっとな色々な業者から情報を集めた中で申しますと、ある条件で申せば、初年度、半年、来年の仮に10月スタートで3月に終わるとして、というものでシステムの連携のあるものを入れて、ということだと考えると大体1100万円ぐらいになるのかなと考えてございます。

一方で非連携の場合は、それでも、元々の本代や、やはりどうしてもシステム的なお金はかかるんですけども、ザックリ700万円ぐらいと考えてございます。その差は400万円ぐらいあるというところではございます。

一方で、利用者の利便性というところを考えますと、連携するほうがやはり高いということと考えてございます。連携の場合、従来の図書館の ID やパスワードをそのまま電子書籍でもお使いいただけるということでございます。また、連携の場合、所蔵の状況や貸出状況について、紙資料と電子資料、同時に検索することもできるというところでございます。

一方で非連携の場合には、新たな ID を発行するための手続きが必要です。そのために来ていただくかもしれない。非来館型を求めている中では逆にその手続きに一回、来ていただく必要があったりですね、その後もパスワードや ID、2 種類ずっと管理し続けていただく可能性と申しますか、負担があることが懸念されます。

また、非連携の場合は、先ほどのその検索も、紙資料の検索をして、一回、閉じて、電子資料の検索をしてまた閉じて、ということで、ちょっと利便性としてはなかなか難しいのかなと考えているところでございます。

他区につきましては、今のところ、23 区の中で 11 区、電子書籍関係、導入されてる所ではございますけれども、連携をしている所は 4 区。非連携は 7 区というところでございます。

ただ、非連携だとなかなか難しいので連携を検討している所もあるというように聞いてございます。新宿区としましては、利用者の方の利便性を重視しまして、先ほど上に掲げました紙資料の課題解決を進めていくためにも、できれば連携のほうが、財政の方と、まだ話はできていないんですけれども。予算が確保できればそちらで進めていければと考えているところでございます。

(2) その他、でございますが、参考情報と申しますか、連携する場合に、電子書籍関係の会社と申しますと、TRC-DL にどうしても限られてしまうところでございます。他に OverDrive、KinoDen という会社がございますけれども、こちらのほうは連携がシステム上できないというところでございます。

TRC-DL につきましては、先ほど申し上げました 23 区中 11 区、電子書籍を導入してる区、全てが TRC-DL にどうしてもなっているところではございます。

裏面でございます。4 番の新宿区図書館基本方針の位置付けでございますが。こちらのほうで、区民にやさしい知の拠点における取り組みの推進ということで掲げさせていただいております。これが使命でございますが。それから枝分かれと申しますか、方針があり、具体的なもので取り組みがございまして。取り組みのほうの上から、資料の充実、地域資料の充実、電子資料の利用、利用者に分かりやすく、役立つサービスの提供等々ございますけれども。電子書籍のシステム導入によって、これらのものが進められるのではないかと考えるところでございます。

5 番、導入時期でございますけど、令和 5 年度中（予定）ということで書かせていただいております。できれば、また財政当局のほうの了解等々が得られれば、来年度中の下半期に導入ができればと。前半に契約をして、下半期から導入という形が進められればと考えてございます。

続きましては、次のページ資料の 2 のほうを若干、説明をさせていただければと存じます。こちらの、電子書籍の導入、もともと読者バリアフリーのことを意識したものということでございますけれども。前々回の会議のときに、視覚障害者の方々などへのサービス一覧というのはお示ししたのですが、この実績数等はちょっとお示ししてきてございませんでしたので、改めて参考としてお示しするところでございます。

こちらにつきましては、『新宿の図書館 2021』に載せたものを、ほぼそのまま載せた形になっておりまして。すみません、情報として令和 2 年度のもので恐縮なんですけれども、ご参考にしていただければと存じます。

電子書籍のほうでございますが、これまで皆さまにご議論いただいていたものを踏まえまして、電子書籍の特性を踏まえたご提案をさせていただきたいということで考えているところでございます。その状態でスタートできればと考えてございます。これにつきまして、皆さまからのご意見、ご指摘をいただければ幸いです。

会長 ありがとうございます。それでは、今、説明がありましたとおり、前回、この電子書籍貸出サービスの導入に関する議論が始まったところでしたけども。今回の案によってかなり具体的なイメージが出てきたと思いますが、これについて皆さま方からご議論いただきたいと思います。

今回、私のほうからちょっとお願いをしまして、図書館雑誌の、たまたま 5 月号が電子書籍と公共図書館。非来館型サービスとしての電子図書館、という資料を付けていただきました。これも著作権のほうも全部、処理していただきまして。日本図書館協会からもお使いくださいという言葉があったということですので、ご利用いただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは、いかがでしょうか。いつもの説明ですけども、ご質問、それからご意見、よろしくお願いたします。じゃあよろしくお願いたします。

委員 久しぶりにこの会場来たんでちょっと戸惑ってるんですけども。今の説明ですと、まずその前に。今、会長の言われた、この図書館雑誌の複製、やはり著作権法上、大いに疑義がある。その点については本題から外れるんで、後でちょっと時間を取って私のほうから。これはやっぱり、私は、明らかに法令違反と思うのですね。

会長 けど、許可をいただいて・・・。

委員 いや、そこなんです。その話、しちゃいますか。許可取ったといっても、いいですか。許可取ったのはいつですか。つまり、この資料が発送されたのが今月、6 月 10 日。消印見るとね。私の手元に届いたのは 6 月 13 日です。いいですか。多分、皆さんにも同じような日程で行っていると思います。新宿区立図書館が日本図書館協会に対してこの複製許諾の

申請をしたのはいつですか。

委員 申し上げます。実は、と申しますか、6月14日でございます。

委員 6月14日なんですよ、申請して許諾を取ったのは。もう既に10日の時点で新宿区立図書館はコピー取っちゃった。でもって発送もしちゃった。

会長 10日。

委員 そうでしょ、10日に発送してんの。多分、会長の所に届いたの13日。私の所に届いたのも13日。

会長 いや、私、その次の週に受け取ってるので。大学の方ですけど。

委員 分かりました。13日に皆さんの手元に届いてるんですが、許可申請したの14日。翌日なんです。なぜ14日になったんですか。

委員 まず発送自体が、すみません、私の不見識からでございますけれども。著作権法関係の情報、混同しておりまして、会議の時点でもう既に最新号でなくなっているということと、あと、本日のための、会議だったらということで曖昧に考えてしまいまして。私がコピーを指示してお送りしてしまいました。

委員 ということで、とにかく14日に日本図書館協会に許諾申請してますね。その申請をする気になったのはなぜですか。

委員 すみません。お送りした後、館の中でも、これどうだったの？という指摘がございましたのと。あと併せて委員からのご指摘も頂戴しまして、連絡申し上げたところです。

委員 私がその指摘をしたのは14日の午前中なんですよ。これ、ちゃんと許諾取ったのか。そしたら、日本図書館協会に午後にお問い合わせをしているんですよ。そのとき日本図書館協会は、これを許諾するにあたって条件を二つ付けたんです。その二つをちゃんと言ってください。

委員 すみません、今、伺っておりますのが、図書館協会としてはこの話で一応、協会としては分かったんだけど、執筆者の方がいらっしゃると。その執筆者の方々お一人お一人に、ちゃんと確認を取るよというご指摘をいただきました。

委員 もう一つあるでしょ、大事なこと。図書館協会の担当者ははっきり伝えたと言ってますよ。もう一つありますよ。いつからこの複製を使っていいと言ったんですか。

委員 それについてはすみません。ちょっと私の記憶もメモもあれなんですけど、この日の会議で使うという日程的なことはその協会の方に、編集部の方に申し上げました。その上で、編集部としては分かったけれども、というお話を頂戴したところと理解してございました。

委員 私の手元にちゃんともう、今、何だったらメール見せてもいいですよ。この方とのやりとりのメールが残ってますよ。いいですか。この複製を使うのは6月20日以降にしてもらいたいと、はっきり伝えたとあります。6月20日、なぜだか、あなた分かってないでしょ。なぜ6月20日なのか。会長はお分かりですよ。

会長 はい。次の号が出るから。

委員 そのとおり。こんなこと、著作権の世界では常識なんです。これ、雑誌ですよ。いいですか。値段が付いて売ってるものなんです。次の号が出るまでは、図書館でも著作権法31条に基づくコピーはできないんですよ。私、今日来て、新宿区のコピー機、見ましたよ。ちゃんと書いてありますよ。雑誌の最新号についてはコピーできませんと書いてあります。今、6月20日以降って日本図書館協会が指定したのは、次の6月号が出るからなんです。それまで複製はしてはいけないし、利用もしてはいけないんです。

ということは、われわれに10日に発送した時点で、これは法令違反です。つまり許諾を取らずに複製を取り、利用させちゃったんですから。だから今日、何人かの方がもう事前に読んできた。事前に読むために送ったんでしょ？ これ。ということは明らかに日本図書館協会との約束を、あなた、反故にした。館長、いいですか。これ、重大な法令違反なんです。

最近もいろんな著作権法違反で実際、裁判になってますよ。勝手にダウンロードする。ダウンロードするのも著作権法的には複製、コピーと同じなんです。勝手にダウンロードして、これを他の人に配信したりするのは著作権法違反で。現に訴訟になって捕まっています。きょうも傍聴の方、いっぱいいますよ。それから私の手元にいっぱい記録もちゃんと残っちゃってます。これ、区として紛れもなく法令違反で。日本図書館協会が、裁判起こしたら多分、新宿区、負けますよ。損害賠償請求されますよ。

もう一回、確認しますけど、6月10日の時点でこれはもう既にコピーをして各委員に発送した。会長には遅かったのかもしれませんが。でも大学でご覧になったので実際、見たのは遅かったんですね。私の自宅に届いたのは13日です。委員が著作権の許諾申請をしたのは翌日の14日なんです。日本図書館協会は、利用するのは20日以降にしてほしいと。つまり多くの委員がこうやって読むのは20日以降にしてほしい。それから各著作権者の許諾を

取ってほしい。一人一人。これ、あなた、全文コピーしちゃってるんです。こんなこと普通あり得ませんよ。最新号だってみんな著作物の半分以下です。一つの著作物の、それを5本の論文、全部コピーしちゃったんです。完全な法令違反です。いいですか。

しかも、20日以降に利用するっていう意味は、さっきから言ってるように、次の号が出てから。ところが既にこうやってコピーして回してしまった。新宿区でも何人か司書資格を持った職員いるんでしょ？なぜ、これ止めなかったんですか。

それから多分、公募の委員だとか一般の区民の方は、これコピーしちゃいけないの？ぐらいに思ってるかもしれないですが、例えば皆さんが自宅で自分の用途のためにコピーを取るの、これは著作権法30条の私的複製で認められています。それから例えば極端に言うと、図書館の資料を借りてコンビニに持って行ってコンビニでコピー取るのも私的複製で、これは認められています。ところがこれは明らかに業務なんです。新宿区立図書館の業務として複製してるんで、こんなものは到底、認められません。しかも許諾なしにやっちゃった。許諾を14日から取ったとおっしゃいましたが、複製、この種の著作権の許諾って、多分、会長や副会長はご存じだと思いますが、書面でやりとりをするのが普通です。これ、書面でやりとりしました？

委員 電話だけでございます。

委員 電話だけです。電話だけで許諾取ってるんですよ。完全にアウトですよ。普通はちゃんと書面で、許諾しますと書いてもらってその書面を受け取る。それからコピーを取って各委員に送る。それにしたって、日本図書館協会は20日以降にしてくれと言ってるんですから、発送も20日以降。皆さんが利用するのも20日以降にしなければ、これは信義にもとりますよ。

それからなぜそのことを日本図書館協会に許諾申請した時点で、もう既にコピー取っちゃって委員の皆さんに送っちゃったんです、ということを正直に言わなかったんですか。

委員 それは申し上げました。

委員 言ったんですか。

委員 はい。

委員 そしたらそれは許諾の条件に合わないということで、図書館協会からは許諾が下りなかったんじゃないですか。

委員 申し上げておわびをした上で、実際の会議が23日だということは申し上げた。そ

の前にコピーを取って送ってしまったということは申し上げたところでございまして。すみません、そこはちょっとやりとりがあれだったかもしれないんですけども。全てお伝えした上で、じゃあ、うちとしては分かったけれども、というようなお話を頂戴したところでございました。

委員 それではなぜ私にはそのことをメールで知らせてくれなかったんですか。あなたのメール読み上げましょうか。既に許諾を取ってますというふうに私の問い合わせに対して返事してます。でもその時点で既に送ってしまって、図書館協会からは20日以降の利用にしてくれて言ったことを、私には全然、伝えませんでしたよね。単に許諾は取りましたということしか言ってませんよ。どうして自分にとって都合の悪いことは隠していたんですか。

委員 事後で確認をいただいたということで、それだけのことをお伝えしてしまいました。

委員 このことであんまり私も時間、取りたくないんだけど、こういうことやっちゃいけないですよ、本当は。つい皆さんしてるけど、これ、明らかな著作権法違反です。雑誌の最新号について・・・。

委員 著者の方の確認、取られたんですか。

委員 取りました。

委員 著者の方の許諾は結局、電話で、あるいはメールかなんかで取ってるだけで、書面では取ってないということなんですね。事の経緯、もっと詳しく説明すればできますが、あんまりこれで時間取ってもいけないと思うので、私、やめますけども。館長、最後にお尋ねしますが。これ本来はどういう手続きを取るべきだったとお考えですか。

館長 本来であれば、図書館協会さんのほうに許諾申請をしまして、その返事が来てから、その時点ですね。各作者さんのほうに確認するかしないかというのは図書館協会さんの判断はあるかと思えますけれども。それ受けた後で、コピーなり何なりをしてお配りするのが本来あるべき姿だと思いますので。今回の件につきましては今後ないように思案していきたいというふうに考えているところでございます。

委員 今・・・。

会長 ちょっと一つ。私がこれをお願いしたのは、現物で送ってほしいということ。要する

に、区民の委員だけでいいですから、最小部数でいいですから、お金がかかるから。区民の委員はこういうことが分かりませんので、これは一番いい最近の情報なので、ということでお願いしています。ですからコピーが来るとは私は思ってなかった。

委員 会長のご判断が正しい。いいですか。図書館職員で今の館長の説明は、私は全く間違っていると思いますよ。どなたか、正しい本来の手続きを説明してくださる区の図書館職員の方いらっしやらないんですか。今、会長は適切に言われたんですよ。本来のやり方は、さっきの館長の説明は明らかに間違っています。申し訳ない。事務局の人、分かるんでしょ？本来どうするべきだったんですか。

事務局 雑誌を図書館のほうで買って、区民委員の人にお送りする。

委員 そうなんですよ。これ、定価が付いた出版物で売ってるんですよ。最新号を皆さんに読んでもらうためには、図書館雑誌5月号を買い上げるべきなんですよ。これは書店を通じてでもあるいは出版元からでも。現に価格が付いてる。特別定価 1362 円という価格の付いた商品なんですよ。これを他の人に読んでもらうんだったら、区立図書館で買い上げなくちゃいけないんですよ。書店や出版元、そして流通の人たちは、それをなりわいにしてるんです。その商売の品をあなたがたはいとも簡単に、事務室のコピー機でコピーしちゃえばいいじゃない、で、送っちゃえばいいじゃないかと考えたんです。本当に恥ずべき行為ですよ。こういう商品はちゃんと書店や出版流通、取り次ぎ、版元、そして原稿料や印税で収入を得ている著者に対する敬意として、ちゃんとお金を払って商品として買って、皆さんにお配りするんだったら何の問題もなく。それをコピーで済まそうとしたこと自体が間違い。

しかもコピーをするのであれば、事前に許諾を取ってコピーを皆さんにお送りする。これが本来の在り方だと。図書館はそういう出版社や書店と協同しなくちゃいけないんですよ。私がなぜこの問題にこんなに時間かけてこだわるかという、著作権者の人たちの図書館に対する不信感ってものすごく強いんですよ。図書館は実際に著作権法のルールどおりやってないじゃないかっていう不信感が根強くある。きょうたまたま欠席ですが、ここの委員の一人は日本図書館協会の常務理事ですよ。常務理事の顔に泥を塗るようなことをやったわけですよ。

それから当然、会長だって図書館協会の会員だし。副会長は図書館協会の国際交流事業委員長ですよ。私はこの5月号にちゃんと載ってるんですよ。全国の司書で高度な専門性を有する司書を審査する認定司書制度っていうのを、日本図書館協会で作ってるんです。私はその日本図書館協会の認定司書の審査会長を務めてる。とてもじゃないけど、こんな著作権法のルールにのっとらない図書館職員を認定することなんか、私はできません。

本来、基本的な法令順守、コンプライアンスの意識が全く欠けてる。この処理については館長と会長に、今後、委ねますけどね。やはり、館長や新宿区の職員のかたがたは、著作権

というものがどういうものか、その法律上どういうふうに複写や貸し出しが認められているのかについて、一から勉強したほうがいい。

それからもう一つは、やはり日本図書館協会や著者の方にきちんと謝罪をし、前もってコピー取ってしまったということを、正直に言ったほうがいいと思います。そうすれば訴訟になることはないと思いますけどね。でも本当にこれ、損害賠償請求されたら区は負けると思いますよ。それぐらいの事態なのであえてちょっと時間を取って申し上げました。

皆さん、一応、6月20日過ぎてから利用することはできるんですが、本来、これは法令違反で作られた複製物だということを認識して、ご利用になったほうがいい。いいですか。

会長 はい。

委員 じゃあその上でちょっと本題に戻りますね。これ既に経費が先ほど1100万だとか700万だと言われました。ということはタイトル数のめども立ってるからこそその経費が算定できたんだと思います。ここに重点的な対象として、(1)から(3)まで挙げられています、それぞれのおおよそのタイトル数はどれぐらいなのでしょう。

委員 失礼しました。これにつきまして私の不見識で多くの先生がたにもご迷惑をお掛けしまして、委員の方にもご迷惑をお掛けして大変申し訳ございませんでした。今のお尋ねでございます。コンテンツにつきまして、ご指摘のとおり、タイトル数の見当をつけて見積もりを仮に取ったところでございます。

3点申し上げます。参考書関係が450。絵本児童書関係が300。こちらの表現での雑誌につきましては、パッケージなんですけども100タイトル。その他、この重点に書いてございますけども、その他の分で150。ということで、合計1000ということで考えているところでございます。

委員 分かりました。ありがとうございます。それが具体的にどういうタイトルになるのかは、今後またこの場で報告があるんだと思いますけどね。具体的なタイトルですね。重点的な対象としてこれらを挙げて、これまでの紙資料では解決が困難だった課題に対応する。これいいと思うんですよ。

でもそうだとしたら、これどう考えてもこの電子書籍は、貸出型ではなくて閲覧型のほうが向いてますよね。つまり貸し出しというのは、1人の利用者が2週間その電子書籍を貸し出したら、他の利用者は一切利用できません。ところが、問題集参考書は、最初のページから最後のページまで通し読みするものじゃなくて、必要な箇所を拾う。

子どもの絵本児童書も、1時間か2時間で読み終わっちゃうんです。普通は。だから2週間かけたら実際使ってるのはせいぜい2時間か3時間で、他の十数日間は使ってないんですよ。そうすると、閲覧型にしておけば必要なときに必要な利用者がそこにアクセスして、

その間、その利用者は専有できる。独り占めできる。でもそれ読み終わったら今度は、直ちに他の人が利用できる。こういうのは明らかに閲覧型のほうがいいんですよ。

『図書館雑誌』の、244 ページの見出しで、3.3、電子書籍の提供方法。ここに電子図書館プラットフォームにより、利用方法が貸し出しとなるケースと閲覧となるケースがある。ここで説明するように、今回の案で取りあげた問題集参考書、絵本とか、あと雑誌。こういうのは閲覧型のほうが向いてると思うんです。そしたら多分、経費だって安くなるんじゃないかと思いますが、その検討はされたのでしょうか。

事務局 いつもありがとうございます。中央図書館資料係担当者です。雑誌はもともと閲覧型のサービスが提供されていますので、閲覧型です。問題集や参考書のほうは、閲覧型というよりは、TRCの中で期間限定付きのもので検討しております。という答えでよろしいですか。

委員 期間限定付き？

事務局 制限付きのものですね。

委員 制限付きっていうのは年間の上限でしょ？ 2年間で52回までっていう制限でしょ？ それと閲覧型は違いますよ。

事務局 閲覧型にしようというのでは、まだ検討はしていませんよ。

委員 それは検討してみたほうがいいんじゃないですか。だってこの対象三つね、1から3、これだったら絶対、閲覧型のほうが有利ですよ。最初のページから通し読みしなくちゃいけないようないわゆる文芸書の類いは貸し出しが向いてると思いますが、特に問題集参考書は、明らかに閲覧型ですよ。必要なところだけをその時間見て勉強するっていう。終わったら今度は他の人が利用できますから。貸し出しにしちゃうと2週間その人が専有していて、その人が使っていないときは使えないんですから、他の利用者が。それちょっと併せて検討していただいたらいいと思います。以上です。

会長 じゃあその辺、検討していただくとまただいぶ料金が変わるかもしれないですね。それではその他いかがでしょうか。この電子書籍サービスについて、まだ異論があるという方いると思いますけど、いかがでしょうか。

会長 ちょっと待ってください、オンラインの方がいますので。

委員 すいません、今、1から3でそれぞれタイトル数をご説明いただいたんですが、その他の150っていう、要はここに1、2、3に入るその他が150って、結構なボリューム。どういものが入っている？

委員 申し上げます。こちらの業者のほうに見積もりをお願いしたときの形としましては、0類から9類までの中で、人気順150点だとどうなるかというようなことで、見積もりを頼んだそうでございます。具体的には、例えばですけれども、料理の作り方、実用書的なものもあれば、小説的なものもあればということで頼んであります。

委員 分かりました。要は、1から3に該当しないんだけども比較的貸出、人気はコンスタントということ。ありがとうございます。

会長 他にはいかがでしょうか。

委員 もう一ついいですか。

会長 どうぞ。

委員 税金を使って投入してこのサービスを導入する上でちょっと気掛かりなのは、一般的な話になっちゃいますけどね。これ対象っていうか、業者が1社に限られちゃうってところなんです。競争相手がいないんですよ。ここにTRC-DLに限られて、しかも都内23区を見ても、確かにTRCの市場で専有する割合が高いのは事実。これはよく分かってるんですね。

だけど本来は低価格で少しでも質のいいものを区民の皆さんに届けるためには、本当は価格競争をさせて。ただ安いのが一番いいとは限りません、私もね。その代わりサービスの質が良ければ、少々のコストはかかってもいいんですよ。

ただ、比較対象の相手がいないと、これは言ってみれば言いなりになってしまう可能性があるんですね。だから他のOverDriveだとか、KinoDen、他にも、ちょっと最近、どんどん変わってきちゃうのでこの頃よく分かんないですけども。他の事業者に対しても、連携か非連携だけで聞いてますけども、今のように貸出型なのか閲覧型なのか、それからそれぞれの業者が扱ってるタイトルに違いがあるわけですよ。そうした上で比べて、価格も提示した上で皆さんに納得してもらったほうが、最終的にTRC-DLに決まってしまうにしても、まだ納得がいくのではないかと。とにかくこの1社しか見積もりが出せませんというのは、区がやる公共事業での業者を選定するにあたって、いささか、ちょっと問題じゃないか。それこそ監査のほうからなんか言われたりしはないんですか。区の監査のほうから。大丈夫ですか。

委員 ご指摘ありがとうございます。監査につきましては、本当にこの事業が、こういう形式が必要で、こうだったという業者、結果的に1社しかなかったという説明をすれば、そこで何らかの違反を問われる話ではございませんが、今ご指摘いただきました、先ほどの閲覧型のほうも含めて、OverDriveさん、KinoDenさんのほうとの情報も併せて考えていきたいと思えます。

会長 いかがでしょうか。今、OverDriveとKinoDenだけを対象で検討したってということでしょう？ KinoDenってちょっと公共図書館向けではあんまりないので、ライブラリエはどういうふうに、これ入れてますでしょうか。

事務局 資料係担当です。今回のTRC-DLの中にはLibrariE（ライブラリエ）も含んだ形で検討しております。

会長 どの電子図書館サービスでもいろんな特性があるので、その特性を公共図書館向けで見えていただくと、他に選択肢があるかどうかということになりますけども。貸出型、閲覧型との検討というのは、まあ重要なと思うんですね。

あと、他にございますでしょうか。

委員 2番の同じところで、私も、独占状態のように思ったのですが、同じく、400万の違いであれば、携帯型がいいというような理由がご説明で、400万ぐらいだったらと。私もちょっと心が動いたんですが。このコピーの241ページのところに、実際の利用実績のところに、上にありますが。241ページの一番上ですね。計画、予想よりも利用者が少ないというのが40パーセント。一番、多い結果となったと。これをどう考えるかなんですが、だから窓口業務がちょっと遅れてもいいんじゃないか、そう捉えるか。この先に続くように、だからより厳選することを追求したほうがいいんじゃないかって、二手に分かれると思うんですね。

ただ、この後にも書いてあるんですけども、新しいIDを付与するということで、この後、区民優先サービスのあり方で、3年に1度、見直し、これからカードの見直しということが始まるようですので。それを考えると、新IDを付与ということも可能性はあるのかなと、ふと思えます。

私としては基本的には新館建設を視野に入れておりますので、そうなったときに、またこれ、一からやり直すってこと、館も全部、やり直すってような。だって寡占ですよ。一つしか、独占状態にある企業、他の企業等も比べると、そういうことも考えると、区のサイズからいくと400万は小さいかもしれませんが、お話としては、携帯型ということでしたが、非携帯も十分、同じぐらい検討に値するんじゃないかなと思いました。

会長 ありがとうございます。今、初期費が 1000 冊ということなので、多分、OPAC で検索しても検索結果にほとんど出てこないと考えられる。1000 ぐらいでは出てこないで。連携してもあまり効果はないかもしれないという気はしますね。私たちの経験からしますとね。

ですから、いろんな利便性の問題がありますけども、果たして当初の 1000 冊程度で、本当に効果があるかというのはちょっと予想がつかないもと思いますが、最初からこういうふうに限定すると、窓口業務が大変になるという、そういうことですけど。果たしてそんなになるかなって気もします。

それは、ですから、まだ検討の余地としては連携、非連携だけじゃなくて、貸し出し、閲覧というものも視野に入れて、もうちょっと多面的に、あるいは他の会社がどのように提案するなど、検討してもらい。また、他にコンテンツをどれぐらい持っているかという点もあるかと思しますので、これについてまだ選択肢を残したほうがいいんじゃないかなと思います。

委員 2 点ちょっとお伺いしたいことがありまして。電子書籍に関することはそれほど詳しいわけではないので、疑問に思ったこととして聞いていただければと思うんですけども。

先ほどの説明の中で、連携の有無ということで現在 11 区導入してる中で、非連携を選ばれてる区が多いかと思うんですね。これは他の区の考え方なので新宿区が分かるかどうかは分かりませんが。単に価格帯の問題だけなのかということと、先ほど資料係長の説明の中には、非連携型を選択した区も連携型を選択する検討にも入ってるというような説明を受けましたけども、それがどうしてなのかということを知りたいのと。

あと、先ほど会長からも話がありましたけども。読書バリアフリー法の件も触れていただきましてありがとうございます。実際にこの重点的な対象の (1) から (3) の中に、この資料 2 にあります、視覚障害者の方々のサービスで実際に提供されていた累計というのが、この重点的な対象に、いっぱい借りられていたのかということが分かればうれしいな、というところがございます。すぐには分からないと思いますし、なかなかそういう形では統計、取ってないと思いますので、分かった段階で教えていただければと思います。

会長 今の質問、いかがでしょうか。どなたか、これは。お願いします。

事務局 資料係担当です。一つ目のご質問についてなんですけれども。他区の先に導入した館にお伺いしたところ、やはり、連携で予算を要求したけれども非連携になってしまったというご意見が多かったです。できれば連携にしていきたいというのがありました。それはやはり非連携ですと、そのホームページの中で電子図書館というバナーを貼って、そちらに行かないとなかなか見れないということがあります。その辺が、一生懸命、宣伝をしてるんだけどなかなか利用数が伸びづらいというところで、自分の借りている本の電子書籍の

確認を、電子書籍向けのサイトにいかないとできない。もし連携していれば普通の紙の本の図書館のホームページでご自身が電子書籍を借りているってことも分かりますし。できればそちらの方向にいきたいというご意見が多かったので、私どもそのように考えています。

委員 申し上げます。2点目のほう、この障がいの方の実績の中で実務的な、例えば参考書なり絵本なりがどのくらい入ってるかというご質問でございますね。そこで、すみません、ちょっと今、直ぐにお調べできないところなんですけれども。統計があるかどうかを取りあえず検討します。次回にご報告をさせていただければと存じます。

会長 分かりました。

委員 ありがとうございます。ぜひ、資料1の裏面に、取り組みの中では7番に利用者に分かりやすく役立つサービスの提供、というような項目がございますので、検討の材料の中にこういったことも含めてご検討いただければと思います。

会長 ありがとうございます。他の委員、いかがでしょうか。これを今後また進めていく上で、いろいろなご意見いただかないとなかなか進まないと思いますので。

委員 すいません。先ほどの説明で、全部で1000タイトル。それから携帯型でいくと費用が1100万円。単純に考えると1タイトル1万1000円するんですよ。これだけ高いと思います。この中で児童書、子どもの本も入ってるし雑誌も入ってるんですよ。それでも利用価値があるんだったら区として導入するんだって判断であれば、もちろん私はそれで構わないと思いますが。その場合、費用がかかるということね。

しかもこれ、買い切り型じゃなくてライセンス型ですよ、当初から、区が検討しているのは。これ、将来的に区の資料として残らないんです。極端なこと言えば10年後、20年後、私が子どもの頃、読んだあれ、また読みたいとか。20年前の問題集では、どんな問題が出ていたのか調べようということも、それはもう調べられないということになります。それでいいのかなっていう気が、私はいたします。だからそんな費用があれば紙の本はもっとたくさん買えるし。それは区の財産として、将来にわたって新宿区の区民が利用できるようなものが紙の資料だということなんです。

だからさっきの話。今、都内23区で十幾つの区がやってる。つまりまだ半分ぐらいですよ。そういう状況があるんで、私は新宿区民ではないんでとやかく言う立場にありませんけれども。もう少し時間かけて、もっと下がって利便性が高まるのを待ってても別に遅くはないなというふうには思っていますけど。あとは新宿区の考え方ですね。とにかくライセンス型であってこれは買い取ってない、区のほうが。だから極端なこと言えば、提供してるベンダーさんっていうんですか、事業者が、提供をやめたり、あるいはもっと言えば、つぶ

れちゃったり、その会社がなくなっちゃったりしたら、もう区のほうは利用できなくなる。こういうものなんです。その辺はよく考えた上で決断されたほうがいいと思いますね。以上です。

会長 では、いかがでしょうか。あまり議論がこれ以上進まなければ、この議題、終わりにしたいと思いますけども。よろしいでしょうか。多分、東京 23 区の中でも、入れてる所、入れてない所、いろいろに話題になるのではないかと思いますので、そういうところで、新宿区はどうなんだって、そういうことが話になると思いますけども。そのときに、区民の皆さま方がどのように考えるかが、一番重要だと思います。区民の皆さま方にご意見をぜひいただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それではこの「電子書籍貸出サービスの導入についての考え方」については、今、提案された、ご意見を踏まえて、また今後いろいろな形で検討していただきたいと思いますので、次の機会を期待しております。

それでは、その次の議題として、「区民優先サービスのあり方」についてですけども。よろしいですか。資料の説明を、利用者サービス係長のほうからお願いしたい。よろしいでしょうか。

委員 利用者サービス係長でございます。よろしくお願いいたします。まず資料 3 の 1 をご覧ください。区民優先サービスのあり方についてでございます。概要説明としましては、1、登録要件確認の仕組みの導入を実施。この制度の導入に際して必要となる、登録要件確認の仕組みにつきましては、前回の会議でのご意見を踏まえ、別紙資料 3 の 2 のとおり、導入実施できる運びとなりました。

ここで恐縮ですが、先に、資料 3 の 2 を用いてご説明させていただきます。登録要件確認の仕組みの導入についてです。新宿区立図書館における利用登録について、定期的に登録内容を確認する登録要件確認の仕組みを下記のとおり導入実施することにいたします。

1、まず導入の理由です。一つ目は、登録内容の正確な把握をするためです。新宿区立図書館では、1、東京都内在住もしくは、2、区内在勤在学者を対象に利用登録の上、資料の貸し出しをしています。現在、利用登録の有効期限を設けておらず、当初利用登録をした後は、住所等登録内容の確認を行っていませんでした。このため、貸出資料を延滞している利用者への督促時に、電話番号変更や住所変更などで連絡がつかなくなるケースが生じてしまっています。

また、区内在勤在学の要件で登録した場合で、異動、卒業等により登録要件を満たさなくなっている場合も考えられます。そのため一定期間ごとに登録内容を確認する必要があります。ちなみにこれなんです、23 区中、21 区が既に更新期間を設けている状況でございます。

二つ目としましては、区民優先サービスの導入にあたり必要となるためです。現在、新宿

区立図書館では、電子書籍の導入について検討を進めておるところですが、導入にあたっては、利用対象者の要件を定める必要がございます。電子書籍を導入してる多くの区では、利用対象者を区内在住者のみ、または区内在住在勤在学者に限定しています。電子書籍以外にも、区民とそれ以外の方で、提供するサービスに差異を設ける区民優先制度については、多くの区が導入しており、区民優先サービスのあり方については、現在まさに図書館運営協議会で協議いただいているところでもあります。その導入にあたっては、前提として登録内容を適正に確認する仕組みが必要となるためでございます。

2、仕組みの概要を説明させていただきます。確認期間は3年に1度とすることにいたしました。昨年度の図書館運営協議会で利用者の手間や、職員の事務量軽減もご考慮いただいたと思うんですけど、このぐらいが相当とご審議いただいたものです。

2、開始時期等でございます。今年10月1日開始として、3年間で全ての利用者について、登録内容を確認した状態にしたいと思っております。3年後の時点で確認未了の利用者は新たな貸出予約ができなくなります。10月開始の約2カ月前の広報しんじゅく7月25日号に、この件について載る予定でございます。これで、周知を行い、確認後、新たな利用者区分を使用するものでございます。

利用者区分は新たに、例えば、01区内在住、02区内在勤、03区内在学。その区分を把握するために、新しい区分を設けたいと思っております。

裏面、2ページ目をお願いいたします。3、確認方法です。利用者本人が図書館のカウンターに来ていただいて、身分証明書、通常ですと保険証、運転免許証、学生証等を提示していただきます。こちらは現在の登録時と同様の形でございます。在勤在学で登録の場合は、学生証、在勤在学証明書等を提示してもらいます。アスターリスクなんですけど、住所変更等がなければ、登録申込書等の書類の記載を不要とします。

二つ目の米印。小学生以下は住所を証明するものがなかなかお持ちでないもので、提示は不要です。ただし、本人の来館は必要とさせていただきたいと思っております。

4、その他としまして、繰り返しになりますが、区民優先とするサービスの内容等について、今後の電子書籍、電子図書館導入を見据え、引き続き、図書館運営協議会等のご意見や他の自治体の動向を参考として検討してまいります。

3、今後のスケジュールといたしましては、7月1日、教育委員会に付議します。13日には常任委員会、いわゆる区議会への報告。その後、7月25日広報、発行予定。8月から利用者個別周知を開始したいと思っております。10月1日が本格的な導入、実施になります。ここに載っていないことは、今後、掲示物や帳票類、職員説明会など、実務的なことも進めてまいります。

続きまして資料3の1に戻らせていただきまして、2、区民優先サービス、昨年度の検討状況でございます。なかなかまとまったお時間を取れずに恐縮でした。その中でも昨年度、第2回12月9日には、差異化の必要性を感じにくい、おおらかに貸してあげてほしい。区民にとってのメリット、あるいはそうでない方にとってのデメリットを整理すればよいの

では、などの意見を頂戴しました。

第3回、3月18日の図書館運営協議会では、隣接区の状況を見ながら、横並びを意識しながらやっていただければよいのでは、という意見を頂戴しました。

3に移っていただき。23区の、区立図書館の自区優先事項でございます。別紙3の3をご覧ください。こちら、3月現在の自区優先事項が載っている表でございます。まず、一番右の欄に載っている更新期間のところをご覧ください。2年の所が多くて、次いでわれわれが選択した3年が多くなっている形でございます。

一番左の欄は、登録要件でございます。こちら、新宿区が一番上の欄ですが、改めて一つ目のくくりとして、都内在住。二つ目のくくりとして、区内在勤在学が登録要件になってございまして、こちら、登録要件そのものを変えるわけではございませんので、その点ご了承ください。

あとは、これは優先のサービスの多い順に並べたものですが、(1)として、未所蔵資料のリクエスト。左から2番目の欄になってございます。

資料3の3にお戻りください。左から2番目の項目。未所蔵資料のリクエストにおける区民優先のところでございます。黄色の着色がされてる所、既に行われてる所で、結構な数の区がもう行っているということでございます。

次の資料3の3の、今、申し上げたところの右側の項目が電子書籍の導入区の状況でございます。先ほど話があったとおり、今のところ11区で導入されているものでございませぬ。

あとは、右の項目にあるようなその他の区民優先事項でございますが、Web、図書館の利用であったり、貸出点数の差、予約件数の差を設けていたり、雑誌最新刊への予約、発売日への予約、ネット、電話での予約、メール、電話でのレファレンスの受け付け等が見受けられます。

ちなみに、前任のほうからもたびたび、区民の利用者から、優先サービスを望む声が寄せられていたと伺っています。また、つい先日も、区民の方からお電話を頂戴しました。文京区の区民の例を挙げていただきまして、雑誌の新刊の予約について、区民優先サービスを導入して、予約カードを提出させることなく電話で受けてほしいという要望を受けたものでございます。

資料3の1の4でございます。今日は、今回、ご意見を伺いたいこととしまして、優先サービスの対象、一応、登録要件の仕組みでは、新しい区分で、区内在住、区内在勤、区内在学が選択できることになりましたので、それを一括りで区民扱いにしてもいいのか、あるいはさらに絞って、区内在住の方だけでいいのか、という対象が、あと(2)の内容ですね。見ていただいた23区の利用者サービス等を鑑みて、協議を進めていただきたくお願い申し上げます。

図書館の現状を追加させていただきますと、配本量もかなり増えてございます。これはありがたいことでもございますけれども、それが増えた理由としましては、予約の数も増えてお

ります。そういうことがありますと、さばくスペースの問題であったり、先ほども心配いただいたような職員の負担の問題等ございます。あと、予約の確保できたものを置く場所とか。狭い図書館も実際ございます。

でも、検討の段階にあたりましては、そういったことも多様に工夫をするとか、予算が取れば改善の余地がございますので、最初からオミットすることなく、ここに載ってるような利用者優先サービスをご討議いただければと存じます。私からのご説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。今回、区民優先サービスというふうについてこれまできてたんですけども、区民限定というふうにするのかどうかということもあるので、(区民)優先サービスぐらいにしておいたほうがいいかなと思いますね。

優先サービスをどの範囲で行うのか、どういう種類で行うのかという、そういうご意見をいただきたいということになりますけども。今の説明について何か質問等ございましたら、いただきます。ご意見もどうぞ。

委員 もしかしたら前に聞いてたかもしれないですけども。今、議論になってることは、登録者は都内在住と区内の在勤というカテゴリーになるんですが、これを、変えようとしている。例えば、区内在住にするとか。そういうのをベースとして、登録者の中で区内在住者とか、区内在住在勤者とか、その他というのは、把握されてるんですか。というのは、そもそも登録情報、更新してないから、把握できないのではないかと思っているのですが。要は、そういうものがベースにないと、絞ったらどういうふうに弊害、出ますかとか。絞っても絞らなくてもあまり変わらないのでは、議論にそもそもならないんじゃないかと思うんですけどね。

委員 この点についてお答えいたします。おっしゃるとおり、今のシステムでは、まだ設けていない区分がございますので・・・。

事務局 区内在住、都内在住、在勤、在学と区分を設けています。

委員 4区分には分かれてるんですけど・・・。

委員 ただそれはですね、あの、削除してないから、ずっと累積してるだけです。要は登録更新をほったらかしてるから。現状どのぐらいアクティブな登録者がいて、そういう区分けがどうなんだ。例えば、区内在住に絞らましようっていったときに、区外の人がどのぐらいいるのかが分かんないと、そもそも絞る絞らないの議論にならないんじゃないかと。

委員 すみません。登録者についてですが、今のところ、令和2年度の実績になりますが、区内在住は68パーセントぐらい。都内在住、こちらが詳しくしないと分からないカテゴリーになるんですけど。取りあえず今のシステムで分かる都内在住が28.5パーセントということであります。区内在勤は2.6パーセント。

委員 ただ、この68とか28も、既に住んでない人という・・・。

委員 その可能性はございます。それはこの機会に整理できるというのも一つのメリットだと思います。すみません、最後、わずかな数なんですけど、区内在学は0.9パーセント。今のところ、令和2年度の状態ではございますが、現行システムで分けた四つの区分は、こんな感じになってございます。

委員 ということは、考え方としては、3年かかりますけども、登録情報、登録制度を、先程の要件確認を導入して、そもそもユーザーが今、どのぐらいのボリュームが、どういうカテゴリーっていうのを把握してからこの議論をしてもいいっていうことですよ。だって今どういうふうに使われてるかそもそもちゃんと把握できてないときに、優先区分、変えましょうという話、してもしょうがないような気がしますけど。

委員 なるほど。確かにこの向こう3年間で新しい区分を設けたことにより・・・。

委員 登録されるわけだよね。既に例えば引っ越しちゃってる人、外せるわけで・・・。

委員 正確な数が出るわけでございますけど。それを待ってからという、それも一理、確かにございます。ただ、その要素を除いても、ちらほらと区民の方から優先サービスしてほしいという声が聞かれたり。あと、表でも見て取れるように結構な区がもう既に優先サービス設けてるんで、少しでも迅速にというんですか、できるものはできたらという考えもございますので、もしきょう、その要件がなくても議論できる余地がございましたら、対象者やメニューを考えていただければと思います。

委員 もちろん議論は進めていいと思うんですけども、実態把握がないまま、例えば、区民の人がどういう、他の区の人が借りてるから本が回ってこないと思ってるかもしれないじゃないですか、優先サービス入れてくれといってるのは。でもそれはそうじゃないかもしれないですね、実は。

委員 そういう面も実際あるんですけど、それはそれでやってる・・・。

委員 今回これを、議論をアウトオブにしようと言ってるわけじゃなくて、もう少しちゃんとエビデンスに基づいていろんな議論をするような姿勢というのは、すごいアバウトな話でどんどんいろんなこと、さっきの電子書籍もそうなんだけど、進められてる感もすごくあるんで、あの、そのような。それは何よりも、まず登録情報をちゃんとこの3年間、更新して実態把握をちゃんとすると。どのぐらいの人がどういう人だと。それをやらないとそもそもいろんな戦略、立てられないので。それは早くやってもらいたいなっていう気がします。

委員 承知しました。

副会長 副会長です。一応、現状に基づいてきちんとサービスをしていくという考え方も重要だと思いますけれども。利用対象を整理する、つまり区の所蔵資料っていうのは、区の財源を用いて購入していくものですので、未所蔵資料に関して購入希望などがあるという場合には、区民の方からの購入希望というものに、優先的に応えていくということには、論理的な整合性あるんじゃないかなというふうに考えております。

また、予約サービスなどについては、閲覧サービスや貸出サービスなどに比べると、ある特定のかたがたを優先していくサービスに相当するかと思いますので、こちらに関しても全ての公共図書館の利用者の方にお認めしていくというスタンス以外に、重点的に区民の方に優先的に進めていくという考え方は採り得るのかなというふうに思っていたところでした。以上、感想です。

会長 エビデンスに基づくということです。現状のパーセンテージが大きく異なることもあるのかどうかという問題は、逆に考えなきゃいけないんですけども。これまでの、恐らくは68パーセント、これが区民、在住者、区民になるということで、中心で考えていったときに、この中でどういうサービスを区民に対して優先すべきかという、そういう議論のほう区民の方により利益があるのかなと思いますので。

都民全員が利用できるということで、都民に満遍なくサービスするというのというのは一つのアイデアとしていいと思うんですけども、そういう中で区民のほうがかこれについては優先してほしいよねという声は確かにあるということでもありますので、その辺、区民の皆さんがたが、どのようにお考えかというところではないかと思います。ちょっと区民の皆さんがたに伺いたいと思うんですけども。これ、突然起こった議論ではなく、前からやってる議論ですので、それを踏まえてなんですけども。いかがでしょうか。

委員 区民委員です。最初に登録要件のことで一つお伺いしたいことがあるんですけど。最初に新宿区に住んでその後、引っ越してきた方。引っ越して別の区とか別の県に行った方というのがどれぐらいいるかという、そういう話のところを読んで一つ思ったんですが。登録要件に携帯電話を書いた人を優先対象にするというのをできるかというのを、私

は考えました。それは資料がなくなってしまうっていうのが図書館としては大変、引っ越しとかで、それこそ北海道、行っちゃったからもう資料返せませんとか、そういうふうになっちゃう人がいるのが困ることだと思うんですが。携帯電話っていうのは基本的に皆さん番号が変わらないし、電話以外でメッセージが送れるようになっているし、若い人から年寄りまで基本的に持っているんですね。大人は、こういうのを登録要件に必須に入れたりするっていうのは、登録要件を大きく変更することになるのか。

もし、それができるのであれば、優先サービスの対象を、私は、在勤在学も含めるか、区民優先にするかっていうのの一つの判断材料にしたいっていうふうに考えました。すいません。意見というよりはお伺いだけなんですけれど。

委員 貴重なご意見、ありがとうございます。実はこの登録要件確認の実務的な面で、今もう、おっしゃるとおり携帯電話が、かなり普及しておりまして、昔は電話番号一つ、頂戴してたケースも多々ございます。最近登録される方には、ご自宅と、ご自宅に固定電話あったら、あともう、ほとんどの方が携帯持ってるんで、携帯と二つ登録申請書に書いてくださいねということで、特にあまりトラブルもなく、そういうもんだっていうことで、お電話番号を二つ頂戴してるんですけど。おっしゃるとおりずっとやってこなかったもので、古い時期に登録された方は、電話番号一つしかなくて、それも今では通じてないことが後から分かってしまう。そういうことも確かにございますので、この機会、ちょうどいい機会として捉えまして、電話番号を二つ聞くようにすることは既に考えてございます。

会長 委員、いかがでしょうか。

委員 区民優先サービスっていうこと、自分も区内に住んでいまして、特に何が優先されるのかというのは、改めて資料として、こうしていただかなくてはちょっとよく分からないものでした。

ベストセラーというか、私も話題になった本なんかをリクエストしたときに、すごく何十人待ち、もういつになるか分からないぐらい、すごい待ちを体験したこともありますけれども。じゃあそれが本当に、どっといろんな周りからきて、突然これだけのリクエスト数になっているのか。結局その波が終わったあと、書棚に何冊も話題の本が並んでおりまして。そういうのを購入して皆さんに回すために、何冊も購入して、あまりにも長く待たせないようにということで、そういうこともやっぱりあるんだろうなと思ひまして。

確かにどこまでを、皆さんを受け入れてという。でもこれも登録要件もすごく、新宿は都内なんだっていうことも、これで以前いただいて分かって。日本に在住とかいうことで本当におおらかにやってるところもあって。そこら辺は運営するほうとして、いろんな人のリクエストが、何人待ちですっていうときにいろいろ苦勞されたり、それに伴った蔵書をどうするかとか、そういうことがやはりいろいろ大変なんだろうなということが分かりました。

委員 図書館側の苦勞をお察しいただいてありがとうございます。ちょっとお話しただきました人気本なんですけれど、複本の数とかは、やはり一定の法則で購入しております。あまりにも数が少ないのに何百件っていうのは現実的ではないです。

あとは、人気本の予約が都内の他の区の人たちにとられてしまうという話もちょっと、苦情とまではいかないんですけど、できたら人気本や新しい雑誌は区民。区立図書館なんだから区民優先でもいいんじゃない？というようなお声掛けはカウンターで頂戴したり。

あと、区民意見システムで頂戴したりっていうのは、ポツポツございます。その辺も踏まえまして、今後の議論を進めさせていただいて、何かしらの優先サービスを導入いただけたらなと思ってる段階でございます。

先ほどの委員からもいただいたとおり、まずは正確な区分分けじゃないかというのも、もちろんそうでございますけれど、同時並行のような感じで、これから望まれる優先サービスも検討いただけたらなと思います。ありがとうございます。

会長 区民ですよ。お願いします。

委員 ちょっと登録要件の件でお伺いしたいんですが、小学生以下は住所を証明する書類の提示は不要で、本人が来館すればということになってるんですが。一昨年から GIGA スクールが始まって、小中学生全部タブレットを持つようになりましたね。ですので、小中学生は学校で統一して 1 年生に入学するときに登録をして、中学 3 年までというような、そのようなこともできるかどうかということをお伺いしたいと思います。

全然、図書館に登録していないお子さんがいるかもしれないんですけど、本も電子書籍が入ってきますと、それも必要なのかなって。個々で登録するより学校ごとにそういったほうが手間はかかるのか、省略されるのかどうかは分からないんですが、ちょっと電子書籍の導入にあたってそういうことも考えてみてはいかがかなと思いました。

それと電子書籍が非来館型、結構そういったものの目的があるとすれば、区民優先ということで一般の紙ベースのほうと違って、電子書籍は区民最優先というか、区民で先ず、区民優先のほうよろしいのではないかなと思っておりましてし、地域の資料についても、やはり区民優先というような、そんなことも考えられるかなと思っております。

そして、他区の図書館で、私、文京の図書館をちょっと利用することもあるんですけども、区民は 30 冊、そうでない区外の方は 20 冊というようなそういった制限があるんですけど。その制限は 30 冊お借りしても持ち運びが困ってしまいますし。そういったあんまり本のたくさん、貸出本をたくさんにするっていう、そんな制限はあんまり必要ないかなと思っておりました。新宿区内は 10 冊までですよ。10 冊ぐらいいは持ち運びにしても何にしても。それからたくさん借りますと、やはり紛失とかそういったものもございまして、期限内に返せないということもありますので、冊数をあまり増やすことは必要ではないかな

とそんなことを思っております。

会長 ありがとうございます。小学校に入ったらという、そういうようなことは新宿区内では、やっていないということなんですか。やっているんでしょうか。

事務局 必須ではないんですけれども、各指定管理者の提案事業のほうで、新入生の、図書館利用説明と併せて登録をやっている館もあります。なので、全部の学校に、全館で行ってるわけではないので、行っている学校とそうでない学校に差が出てしまってる場所があります。

会長 区立の学校でもですか。なんか統一したほうがいいんじゃないかと思えますけど。そういうところもぜひ考えてもらって。要するに、登録要件の確認のときにそういう項目もちょっと、これ今すぐにとすることは難しいかもしれませんが、やっているとことやってないところがあるのは上手くないと思えますので。どちらか統一していただいたほうが、登録要件のほうも非常にスムーズにいくのではないかと思いますけど。では、どうぞ。

委員 これは確かに新宿区にお住まいのかたがたが、現に図書館を利用してどう考えるかなんですけどもね。全国的な傾向っていうなら、他の自治体の様子を見ると、別に 23 区に限らず、やはりどうしても地元の住民を優先するというような措置を取ってる図書館が増えてきたんですよ。

これは実は今から例えば 20 年とか 30 年前は、全ての自治体に図書館があるわけではなかったんですよ。ある所に図書館があると、周辺にない所の住民は当然、図書館がある所にみんな行くんですよ。だからこれは、周辺の人たちも利用できるようにしようという動きが一時強まった。

ところがその後、図書館がかなり普及してまいりまして。特に 23 区、東京の市部、ここでもみんな市立図書館持ってるはずですよ。だからわざわざ越境してというかな、自治体の境を越えて図書館を利用するっていうことは、原則しなくても地元で使えるわけだから、私は、今後は確かにこういう区民優先サービス、こういうものを徐々に導入していくのは、これはやむを得ないと思えるんですね。

ただ、よく考えてみると、新宿区は、かなり特異な特徴がありましてね。それは、昼間人口と夜間人口に、恐らく大きな開きがあるんじゃないか。これが昼間人口と夜間人口で大きな差がなければ、地元区民優先でいいんですけども、私、正確に知りませんが、新宿区の場合に、昼間の人口はすごく多い。つまり学校や務めが新宿区にあってやってくる人たち、この人たちが新宿の区立図書館を使う。これはある程度、だって法人税、その人たちは会社が払ってる。あるいは事業所で、とか。学校だってそういうふうに地域に対して貢献してる部分があるわけだから、その構成員のかたがたが図書館を使うのは、ある意味でやむを得ない

ところもあるんですね。その差がどのぐらいあるのかっていうのは、ちょっと知っておきたいところですね。

当然、昼間人口が多いのは皆さん、在学在勤のほうなんだと思うんですね。これは、でも先ほどの委員の言われるとおりに、そういう数字やデータ、エビデンスなしで、こういう議論するのはなかなか難しいと思います。例えば、単純に言って、この1カ月間に、未所蔵資料のリクエストが在住在学在勤でどれぐらいあったのかなんて、すぐ調べられるんじゃないんですか。それは過去、例えば3年間にわたって調べるっていったら大変かもしれませんが、直近の1カ月でも2カ月でもいいですよ。どれぐらいが未所蔵資料について、区民以外がリクエストしているのか、とかですね。あるいは貸出点数でもいいですよ。直近の1カ月とか2カ月で貸し出しの比率を出して、在住の方の貸出冊数が何パーセント。それから在学、在勤、あるいはその他がどのぐらいあるのかっていうのはぜひ出してみる必要はあると思います。そのほうが確かに話は進めやすいとは思いますが。

いずれこのやり方、進めるんでしょう？ これ前にも言ったんですが、念押しでもう一度、言っておきたいんですが。実は私、杉並区に住んでおりまして、杉並区立図書館を使っています。杉並区の図書館は、いち早くこの登録要件確認制度を導入してるんですね。杉並区、5年待ったんです、この表にも出てくる。5年は絶対、長過ぎる。忘れちゃうんです、こっちも。いつ、前にやったのかね。

私の経験です。ある日、普段と同じように本を書架から引っ張り出して、カウンターに持って行って、「この本、借りたいんです」って言ったら、「あなたは登録要件の確認が済んでませんので貸し出しできません」と。そのときに、「身分証明書お持ちですか」って言われたけど、そのとき持ってないです。先週は借りられたのに、きょう突然、「借りられません」って言われちゃった。これはやっぱりちょっと慌てるし、不親切だと思うんですね。

だから随時、登録の更新はできるし、ただ3年なら3年間の間でね。そのとき、たまたま身分証明書なり免許書なり保険証なり持っていけば、すぐできるんだということをちゃんと知らせて、少なくとも、次回や1カ月後にはあなたはこのままだと貸し出しできなくなっちゃいますよ、というくらいの通知は前もって言ってあげたほうが親切だと思いますね。それはぜひ、実際に導入するんだったらやっていただかないと。突然、先週借りられたのにきょう借りられませんって言われちゃうのは大いに困りますので。そういうことがないように配慮を、導入したときにぜひお考えいただきたいと。

会長 今、そういうお知らせって、国立国会図書館はやってますね。

委員 そう？

会長 はい。カード登録してありますけども、そうすると、あとどれだけで切れますっていうお知らせがきて。いつまでにやってくださいと書いてきますね。

委員 今度は個人向けの送信サービスも始まるから、それすごく重要ですね。私は今のところ言われてないから。そんなとき、あらかじめね。だからメールで言わなくても。私、カウンターでもいいんじゃないのかと思うけどね。このままだとあなたは2カ月後には利用できなくなっちゃいますよ、だから今度来るときには身分証明書持ってきてくださいねって言ってあげれば、そういうトラブルが避けられると思う。

会長 それでは、あとどういうサービスを優先するか、というようなことまでが、伺いたいということなんですけども。今、(1)、(2)、(3)とありまして、こういう部分をどのようにするか、というところです。きょう全て決まることではないので。区民の皆さまがた、十分お考えいただければと思います。

それから今後、電子書籍が導入するということにまた、当然、議論をしなければいけなくなりますので、それまでには何らかの形で、区民優先っていうことをするのかしないのか、ここですね。これを決めなければいけないと思います。

委員 一つだけ、ごめんなさい言い忘れた。電子書籍は、もしも仮に区民以外も利用できるとなったら、多分、価格は上がります。つまり区民であれば価格はこうけども、例えば利用範囲を23区の人たち全員だとか、潜在的な利用者数が増えれば当然、価格も変わっちゃうはずですから。そこは十分、配慮し、基本的には電子書籍サービスは在住者に限定されるんだろうと思いますけど。

会長 そこは他の区を見てますと、在住在勤在学というところは結構あるものですから。どういう価格体系になっているか、私も分からないですけどね。大学だと「大学の構成員何人います」で必ず決まりますけども。公共図書館の場合、どのようにして決まっているのか、ちょっとその価格帯は分かりませんので何とも言えませんけども。そういうのも伺っていかないとですね。どのくらい違うのか、あるいは同じなのか。そういうのも確認していかねばと思います。

そういうことで、いろいろな部分で、区民優先するか否かは関係してきますので、ぜひ、皆さまがた、ご検討をよろしく願いいたします。どうぞ。

委員 登録要件確認制度を入れるときに、どういう情報をいただくのか。今現在は氏名、住所、電話番号、ぐらいですか。

委員 お答えします。情報として一番、この登録要件で確認したいのは、やっぱり正確な住所と正確な連絡先ですね。

委員 できるかどうか分からない、問題あるのかもしれないですけど。せっかく制度を新しくするわけだから、取れる情報は多く取ったほうがいいなと思って。ただ、年齢とか性別ぐらい？ 要は、プロフィールをつかんで、例えばどういうユーザーが今、多いのかとか。じゃあどの辺の書籍を多く買おう、みたいなの。ためにはベースになるユーザー情報を、多いほうがよりきめ細かいサービスができるんじゃないかなと思っているんです。ちょっとプライバシーの問題とかあるかもしれませんが。性別と年齢ぐらいは聞けるんだったら聞いたほうがいいし。後から項目追加するの多分、大変だと思う。こういうときにどこまで取るかって決めたほうがいいと思うんですけど、どうなのでしょう。

委員 生年月日と性別は今の段階でも頂戴しております。

事務局 性別はやめた。

委員 性別はやめました。失礼いたしました。昨今の問題で。

委員 生年月日は取ってる？

委員 生年月日は取ってございます。

委員 少なくとも年齢層は分かるってことですか。

委員 そうですね。

会長 それでは、議論、時間も迫ってきておりますけど。

委員 今の委員が言われるの本当にごもつともだと思うんですね。生年月日、取ってるんですか。

委員 取ってます。

委員 それでしたら、これ実は年齢別に、年代別に取ってるんですよね。年代別にどういう資料の利用が多いかって本当は分析できるんですよね。実は民間というか商業ベースだったらマーケティングの観点からはすごく重要な情報なんです。それによって、貸し出しが多いのか本当は閲覧が多いのかというのも、電子書籍導入するとそれが分かるんですけども。

今までこの協議会で、その手の年代別の利用状況とか、その辺って全然、報告された記憶は私にはないんですよ。それは、もともと個人情報保護っていう観点からそういうものにつ

いての分析はしていないのかっていうふうに、私は思っていたのですが。そうではないのであれば、本当は年代別の、10代、20代、30代というくくりでいいと思うんです、その人たちの貸し出しの利用分布だとか、あるいは年間の利用頻度、冊数、そういうものの分析をやって、次の年以降に、一体、新宿区立図書館はどういう年代の人にどういったサービスをしたのかっていう計画を立てやすいはずですよ。

それに基づいて来年度以降、確かに狙いどおりの人たちが来るようになったのか。あるいはまだまだこの年代の人たちの利用が少ないのかって分析ができたほうがいいと思うし。前もそんなことは私、発言してるとは思いますが。そういうデータがあるのであれば、本来、プライバシーの侵害にならない範囲でそれはできると思いますので、ぜひ、ご検討ください。

会長 新宿の図書館を見る限りそういうデータは出てこないんで、多分、調査してないんだと思いますけども。内部的にどうか分かりませんが。私の知る限りは、そういうデータは今まで見たことがない。

それでは、何かご意見あります？どうぞ。

委員 ちょっと細かいことの質問をさせていただいてもいいですかね。3の1の4のところにはね、3の1の、3の1の資料3の1ですよ。4のところの(1)の他区は区内在住勤務在学、次いで区内在住、と同じことが書いてあって、ここの文言は一体何なんだろうというのがずっと気になってるんですね。ですからちょっと後でそれを知りたいです。

会長 それはすぐ答えられますので、今。

委員 二つ目は、僕もこの資料3の2の1について、1の1について、大変そのとおりだと思いますので。こういう再登録の制度は非常に大事だと思います。大いに賛成なんですね。ただ、じゃあ今もう僕は新宿に事務所も構えてませんので、行ったときに、閲覧をできるのかとか。どうしてもこの資料を借りたいときに特例があるのかってことはやっぱり気になるんですね。それは果たして認めていただけるのかどうかというのが一つあります。

三つ目。この1の1の更新制度ということの裏に、僕として少しこういうこともあるんじゃないですかと疑ってるのは、区内から離れた人たちが借りた資料を返さない、未返却になっているのが相当あるんじゃないだろうかという気がするんですよ。実際に新宿で僕が持ってたテナントさんが、会社が倒産したときに、僕が清算を手伝ったんですけども。新宿のかなり大型版のカイロの、エジプトの辺の写真集だとか含めて6冊ぐらい、合計すると10万円ぐらいの本が置いてあったんですよ。もちろんそれは区に連絡して引き取っていただいたんですけども。

そういう意味で言うと今、紙の資料を持って帰られて返さないとなると、再版ができませんからね。復刊が難しいわけだし。そういうところから言うと、未返却ってこともかなり大き

な問題なんじゃないかなと思うんですけども。実際どれぐらい未返却、元新宿に関係した人は他に行っちゃって連絡取れなくなった、実際に未返却は相当あるんでしょうか。その辺、具体的に知りたいなというふうに思っております。お願いいたします。

会長 じゃあお答えいただきます。

委員 ありがとうございます。最初にご指摘いただいた4番の(1)の優先サービスの対象にある、他区は区内在住在勤在学が多く、次いで区内在住って書いてございます。これ確かに分かりづらかったかもしれないですけど、3の3の表を見ていただくと、その傾向がございますという意味でございました。ちょっと書き方が悪くて申し訳ございませんでした。

この区民という言葉を広義にとると、区内在住在勤在学っていうところが多く。それは先ほどの委員がおっしゃったとおり、在勤の人も昼間は働いていて、法人税を落としてくれたりとか、そういうこともあるんで、区の政策としても区民といったときに在勤在学を含むケースも多々ございます。

あと未返却についてはなんですけれど、本当に残念なことに、この令和3年度なんですけど、年間300から400件、残念ながら未返却で。当然、それを回収するためにお電話したり、はがき出したりってということがございますけれど。そのはがきの戻りも282件あったということで。いかに今まで更新登録やってなくて、住所が変わったり、電話番号変わったりで連絡つかなくなるケースがあるので、この登録更新、始まってからはきちんと連絡先、新しいのを入手しまして、なるべく未返却資料を減らしたいと考えてございます。以上です。

会長 もう一つ、特例というのが一つあるんですけど。要するに、区に事務所があったけどそれ今ないんですけども。そういう場合でも借りることが今後できるかどうかという特例なんですけども。これまでは使ってたけど今後、使えなくなるっていうのはそういう不安だと思いますけどね。

委員 特例的なことはできないんですけど、お示しいただいた在勤証明書などで、区内であれば、区内在勤としての資格は得られますし。残念ながら区にお勤めでない場合は引き続き都民の枠でお使いいただける。ただし、今後の優先サービスは、ちょっと制限されてしまうかなというところがございます。以上です。

会長 係の方、よろしいですか。それでは時間も迫ってきておりますので、きょうの報告が3件ありますので、それに移りたいと思います。まず最初、中央図書館開館50周年記念事業案ですけど、これについてお願いいたします。

事務局 では、私のほうから説明させていただきます。3月にこの案のほうをお配りして、

実施することになったので、案は取った内容で報告したいなと思っております。赤字で書いた所が3月から変わったところになりまして。実施時期が明確になりまして、10月15日から12月27日までの間にこの記念事業をやるというふうに決めました。

内容のところではじめはチラシみたいなものを、配布しようと思ったんですけども、リーフレットにして、形でちゃんと後に残るようなものを作成していこうというふうに考えているのと。あと区立図書館のホームページにも、年表の展示したものですとか、写真展で使った写真の一部ですとか、そういうのを掲載して、広く伝えていこうかなというふうに考えているところです。

裏面にいきまして、3の記念式典なんですけれども、式典の日が決まりました。図書館運営協議会の皆さまにもぜひご出席いただければと考えております。10月15日の午前11時から12時にかけてイベントブースのほうで行い、区長とか教育長のあいさつの他に、新規採用と2年目職員のほうで、中央図書館の変遷みたいなスライドを作って発表しようというふうに考えておりますので、お時間がありましたらぜひいらしていただければなと思っております。

この反対側のイベントルームなんですけど、人数的には椅子だけ並べれば40人ぐらいは入れるんですが、コロナのことも心配だということもありますので、2階の展示コーナーとか、外のそらとだいちの図書館の所ですね。そういう所でこういうスクリーンを出して、聞いたり見たりというのができるようにしようかなというふうに考えております。

あと、まだちょっと検討中なんですけれども、下落合図書館が以前の中央図書館でしたので、そちらの会議室のほうでも見られるといいかなというふうに考えております。

あと地場産業の染め物による、ツツジをモチーフにしたトートバッグとか、しおりも配布しようというふうに考えております。

それから読み聞かせボランティア等にもご協力いただきまして、先ほどの期間の間に、いろいろな催し物を土日とかで、やっていただくようになっております。

その他、連続リレー講座について、今、講師は調整中なんですけれども、高校生とか大学生に質問を募集したりしてオンライン発信とか、後日、YouTubeでの配信、期間限定になると思いますけど、そういうのをやる予定で考えております。50周年記念の報告は以上になります。

会長 ありがとうございます。何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。それではその次の報告として、図書館運営協議会の視察について、ということですけども、お願いします。

事務局 こちらも事務局のほうから説明させていただきます。資料はありませんが、図書館運営協議会の視察で、これまで1年に1度ぐらいは視察に行っていたんですけども、この2年間、コロナで、よその自治体の図書館運営状況などを見学に行くことができません

んでした。

このままコロナの感染状況が落ち着いてれば、どこかに今年度は行きたいと考えております。昨年、委員のほうから、大田区の池上図書館が新しくできたので、地域図書館で、そんなには大きくはないけれども見に行ったらいかがでしょうかというご意見いただいております。

それからまた去年、浦安のほうの中央図書館がリニューアルしまして、そういう所を見に行くってことをちょっと考えているんですけども。なんか他に、こちらのほうをぜひ見たいってようなご意見がありましたら、皆さまから伺いたいなと思っております。

委員 今、事務局がお話しされました以外に、三つのパターンに分けて考えているんですけども。

Aパターンは土地が広い図書館。それは空にも高いんですよ。空を見上げると、ものすごい空間が多くて開放感がすごいんですよ。これは栃木県の結城市。それから那須塩原市。那須塩原は朝日新聞に建築の例として載ってました。だからこういう土地の広い壮大な空間を持つてる図書館。僕は感動しましたけれども。これを一つのパターン。

それから市立図書館でいうと、都下当館の昭島図書館。それから朝霞図書館。これも新築、2年とか1年ですよ。割とごんまりとしてまとめてあります。

それから、将来こうなるんであろうという都市型。ビルの何階かに入るとのことですよ。三田図書館も区の建物の5階に移りました。それからさっき、今おっしゃったように大田区の池上図書館は商業施設の中に入ってる。つまり集客も見込めるという、商業のほうの方の思惑がありますよね。持ち主からいえば家賃も入るわけですから。

そういう意味で、このA、B、C、三つのパターンの中からちょっと気になる、僕はAが一番気になって。皆さまもご覧になればびっくりするぐらいの開放感を味わうと思うんですけども。この、一応、A、B、Cの三つのパターンありますので、交渉していただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。候補がまた増えましたので、今、事務局のほうでいろいろ調整していただければと思いますけども。

委員 最近、私、なかなかコロナでね、新しい図書館、見に行けないんですが。むしろ今の委員さんにも伺いたいのは、板橋区の中央図書館っていうのはどうなんですか。新しく区立の中央図書館でオープンして。新宿も今後、中央図書館を造るにあたっては参考になるんじゃないか。あと物理的に近いなっていうのもあって。板橋区立中央はいかがなんでしょうか。委員さん、何かご存じないですか。板橋区立中央について。じゃあ一応、候補に考えてもいいんじゃないかな、という気はします。

会長 ボローニャ館も入れたんですよね。一つにして。

委員 せっかくなので考えてきました。京橋図書館がなくなって、中央区に2022年、今年の12月4日に新しく中央区も電子図書をやったと思うんですよね、一部で。なので新しい図書館に変えたとき、どんなふうに、過渡期も含めて。新宿区はまだ過渡期なので。そんなことも参考に伺えたらいいなど。ちょっと・・・。

委員 京橋図書館が新しくなった。京橋がね。

会長 区がやっています。

委員 中央区役所と図書館が一体になってますね。

委員 今年の12月にオープンする。

委員 12月？ じゃあまだオープンしてない。

委員 オープンしてない。オープンと同時に、電子図書とかも、参考になるかなと思います。でも、いいですね、栃木県。

会長 ありがとうございます。いろいろ候補が増えて非常にこれは楽しみになりますので。ぜひ、一番参考になる所に行きたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

事務局 ちなみに、栃木県とかの地外の所は皆さまがたの交通費もないので、今年度はちょっと無理なんですけども、近い将来、予算が付けば都内外の所にも行けるようにはしたいと思うんですけども。今年度は栃木、那須塩原のほうはちょっと無理になるので、他の所で考えたいと思います。

会長 それでは続いて、最後のご報告ですけど。旧都立市ヶ谷商業高校の跡地等の活用ということで。中町図書館の移転とかありますけど、これどういうふうなことでしょうか。よろしく願いいたします。

館長 こちらのほうで説明させていただきます。こちらが区長の定例記者会見のところで使った資料になります。旧市ヶ谷商業高等学校の跡地ということで、図面としては左下のところに、牛込第一中学校と、その右側のオレンジの所に、都立市ヶ谷商業高等学校の跡地というものがございます。

それを、右側の牛込第一中学校と地域図書館の合築施設。校庭、防災広場、高齢者施設を造っていこうというものでございます。

右側にいきまして、一番上が高齢者施設。防災広場、牛込第一中学校、その下が地域図書館ということで。中町図書館、今、地下ですし、かなり狭少だということもございまして、エレベーターがないというのがありますので、中町図書館を、この新しく建て替える牛込第一中学校の中に造ろうというものでございます。

整備工程ですけれども、今年の7月から工事の設計委託等を行うんですけれども、設計期間がすごく、工事期間がすごくかかりまして。実際には学校の運用が開始できるのが令和11年4月、運用開始ということになりますので、実際には、今、令和4年ですので、随分、先ということになります。

実際の設計、これからになりますので、図書館自体の正確な広さですとか、レイアウトどうしていくですとか、学校との連携をどうしていくですとか、そういったところはこれから徐々に詰めていこうという段階でございます。

ただ、一応、令和11年4月に学校ができて、そこに地域図書館が入ることがもう決まりましたので、この場を借りてお知らせをさせていただきました。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。大変、期待ができる、明るい話題でうれしいと思いますけど。令和11年って相当、先だなということであるんですけども。ということであります。ですからぜひ期待していただければと思います。

きょうの議題は以上になりますけれども。何か他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。もう時間が迫っておりますけども。それでは、次回の日程についてはいかがでしょうか。

事務局 では、次回の日程なんですけれども、9月を予定しております。日程については早急に調整しまして、早めにお知らせいたします。資料については開催前にお送りさせていただきます。議題としましては、ちょっと今回の一つの議題のところでのご質問と、お調べしないと答えられない部分がありますので、その辺りをご説明と。あと、本題的には令和6年度から9年度のサービス計画に向けた検討と、第6次新宿区子ども読書活動推進計画策定の報告を予定しております。

サービス計画を作るにあたりましては、今、新宿区で自治創造研究所のほうのエビデンスに基づいた施策というのをやっております。その辺りもこのサービス計画のほうに、今後、入れた考え方で策定していこうというふうに考えております。

先ほど、委員のほうからおっしゃられた年代別の統計みたいなのは、一応、内部的には把握しております。そこのところからどのように展開していけばいいのかということ、今後の指標というか目標値というか、そういうところと併せて考えていかななくてはならな

いなというところを、ご議論していただければなというふうに考えております。以上です。

会長 ありがとうございます。きょうは珍しく時間どおりに終わることができました。皆さまお疲れさまでした。

(了)